

平成20年第2回上里町議会定例会会議録第3号

平成20年3月13日(木曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 30 (町長提出議案第32号)平成20年度上里町一般会計予算について
- 日程第 31 (町長提出議案第33号)平成20年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 32 (町長提出議案第34号)平成20年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 33 (町長提出議案第35号)平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 34 (町長提出議案第36号)平成20年度上里町老人保健特別会計予算について
- 日程第 35 (町長提出議案第37号)平成20年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 36 (町長提出議案第38号)平成20年度上里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 37 (町長提出議案第39号)平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 38 (町長提出議案第40号)平成20年度上里町水道事業会計予算について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	小暮昇三君
町民環境課長	戸矢三樹男君	福祉こども課長	関根信夫君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	橋爪重雄君	下水課長	岩田貞祐君
人権共生課長	飯塚邦男君	学校教育課長	斉藤直君
生涯学習課長	渋沢秀実君	指導室長	木村和夫君
会計管理者	萩原潤君	水道課長	久保勉君
図書館長	福島雅之君		

欠席した者 なし

事務局職員出席者

事務局長	柴崎久男	次長	木村隆之
------	------	----	------

開 議

午前 9時00分開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第30 町長提出議案第32号 平成20年度上里町一般会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第30、町長提出議案第32号 平成20年度上里町一般会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第32号 平成20年度上里町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度上里町一般会計・特別会計予算の5ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度上里町一般会計は次に定めるところによります。お手元の資料の薄いほうですけれども。

第1条であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ67億3,200万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条については債務負担行為についてですが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額、「第2表 債務負担行為」によるものであります。

第3条については地方債についてであります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によるものであります。

第4条については、一時借入金についてで、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借り入れの最高額は5億円と定めたものであります。

第5条につきましては歳出予算の流用についてですが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費は除きますが、に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用をすることができるということの定めであります。

次に、「第1表 歳入歳出予算」でございますが、6ページから8ページに歳入歳出予算の款項区分の金額が記載をされているところであります。

平成20年度は、景気の動向が上向いたことにより、法人税割や法人の設備投資により償却資産税が増額となり、款1町税につきましては、昨年より1億8,000万円ほど多い137億8,138万3,000円を計上いたしたところであります。

款の9項の1の地方特例金につきましては、平成19年度から制度拡充に伴う町の負担額に対する児童手当特例交付金に加え、平成20年度は、所得税から個人住民税への税源移譲により、住宅借入金等控除分が所得税から引き切れなかった場合には、翌年度の住民税から控除できるわけございまして、控除した分の町民税が減収となるわけであります。その減収した住民税の補てん措置といたしまして、減税補てん債特例交付金制が創設をされたわけであります。平成20年度は2,000万円程度見込みを計上させていただくところであります。

次に、款の10地方交付税につきましては、地方再生対策費が創設され基準財政需要額に算入されますが、個別算定経費や包括算定経費の抑制が見込まれ、また、基準財政収入額は法人税等の増額が見込まれるため、普通交付税額が5,804万4,000円とし、特別交付税1億円を計上し、6億5,804万4,000円を予算計上させていただいたところであります。

款の1町税から款の21町債までの歳入総額は、予算書のとおり67億3,200万円でございます。

次に、歳出予算の款項の区分の金額は9ページから10ページに記載をされているわけであり
ます。

款1の議会費から款の12の予備費までで歳出総額は歳入同額でございまして、67億3,200万円となっているところでございます。

次に、11ページの「第2表 債務負担行為」について御説明申し上げます。

上里町土地開発公社借入金債務保証については、土地開発公社が業務を行うために銀行等から借り入れた資金について、最終弁済期間が到来しても償還ができない額を債務保証するものであります。

公共用地取得事業及び上里町サービスエリア周辺地区整備事業の平成20年度借り入れ分についてであります。

また、公共用地取得事業については、平成20年度の土地開発公社が町等から依頼に基づき、先行取得する用地分に対する債務負担でございます。

その他、農業近代化資金利子補給、農業経営基盤強化利子補給、それから、中小企業融資損失補償の平成20年度にかかわる債務負担行為であります。

上里西部土地改良区に対する債務保証については、上里西部土地改良事業の中で上里西部土地改良区が8,200万円の資金の借り入れを事業実施するものに対する債務保証であります。

次に、12ページ、「第3表 地方債」についてであります。

隣保館施設改修事業でございますけれども、これは隣保館のトイレ改修事業に対する起債560万円の借入れを事業実施をする予定となっているところでございます。

次に、県営ほ場整備事業ですが、これは県が実施します上里西部土地改良事業への町の負担金に対する起債1,410万円を借入れる予定であります。

次に、地方道路改良事業でありますけれども、これは道路改良事業に対する起債でありまして、3,000万円と都市計画道路古新田四ツ谷線の事業に対する起債4,410万円、合計で7,410万円を借入れる予定になっているものであります。

次に、消防自動車整備事業でございますけれども、第1分団の消防自動車を購入するための起債1,420万円の借入れるものでございます。

次に、臨時財政対策債でありますけれども、これは国の地方財政対策の中で、平成13年度以降に発行した臨時財政対策債の元利償還に係る財源不足分を補てんするために発行されるものでございまして、2億6,700万円の借入れをいたす予定でございます。

平成20年度の起債の総額は3億7,500万円となっているところでございます。

次に、起債の方法についてでありますけれども、記載させていただいているとおりでございます。利率につきましては4%以内で借入れることとございます。また、ただし書きで、利率見直しの方式で、借入れる整備資金及び公営企業金融公庫からの資金について利率の見直しが行われた後においては、当該見直し後の利率と明記をしたものでございます。

なお、公営企業金融公庫資金については、公営企業金融公庫の業務が平成20年10月1日以降地方公営企業金融機関に引き継がれますので、地方公営企業金融公庫金融機関資金に変更されるわけでありまして、この利率見直しにより借入れを予定している起債は臨時財政対策債で、10年後の利率見直しによる借入れを行っているところでございます。償還方法については記載のとおりでございます。

次に、予算の内容について御説明申し上げたいと思いますが、平成20年度予算の編成でありますけれども、一般会計の歳入歳出予算の総額は67億3,200万円と、昨年と比較いたしまして7,980万円、1.2%の増となっているところでございます。平成20年度の予算編成においては、国では、歳出改革を軌道に乗せる上で、極めて重要な予算であると位置づけをしておるところでございます。歳出全般にわたってこれまで行ってきました歳出改革の努力は決して緩めることなく、国・地方を通じて、引き続き経済財政運営と構造改革の基本方針2006年及び2007年により、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方交付税の一般財源の総額を確保するとあります。国の方針でございます。

このため、町においても、国の基本方針を踏まえ、歳入においては町税や地方譲与税、地方

交付税等の一般財源総額を昨年度より3,520万円増の54億5,314万4,000円とし、歳出においては、これまでの行政改革を継続し、一部事務事業の見直しや事業の抑制を図ったところでございます。

具体的な見直しの内容につきましては、平成19年度に引き続き、町長、副町長、教育長の給与の削減、職員の出張の日当の支給停止、定員管理の管理計画に基づく職員の退職者数の不補充、公共施設維持管理経費や建設事業費の抑制などを行っているところでございます。

また、新たな施策への取り組みといたしましては、医療制度改革に伴う後期高齢者医療制度の創設、乳幼児医療費の窓口払いの廃止、妊婦の一般健康診査の実施回数の拡充、放課後子供教室推進事業への取り組み、各小・中学校へのAED、自動体外式除細動器でございますけれども配置、上里町中学校の耐震化に向けた取り組み等の対応を行っているところでございます。

その他、安全・安心なまちづくりのために、防犯まちづくり事業の推進、第1分団の消防自動車の購入、防災行政無線子局の拡充や神保原駅南土地地区画整理事業の早期完成への取り組み、古新田四ツ谷線整備事業や上里西部土地改良事業の推進、それから、本庄上里学校給食センター建設への取り組み等でございます。

今後、地方分権の推進や少子・高齢化社会への対応など町の財政状況はますます厳しくなるものと思われ、各種多様化する住民要望に対する福祉、環境生活基盤の整備等、安心して暮らせるまちづくりのために、行財政基盤の充実・強化を図り、簡素で効率的な行財政運営を推進していかなければならないと考えているところでございます。

以上で、平成20年度の予算に対する編成方針及び予算の内容について御説明申し上げたわけであります。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

次に、補足説明をさせていただきます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上で、平成20年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） 以上で、平成20年度上里町一般会計予算の提案理由の説明を終わります。

これより、平成20年度一般会計予算の質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

なお、質疑は予算書の5ページから8ページまでと、予算説明書の3ページ、町税から20ページ町債までの質疑をお願いします。また、質疑のある方はページを指定し、質疑の内容をお願いします。

13番桜井正議員。

一問一答でお願いします。

〔 13番 桜井 正君発言〕

13番(桜井 正君) まず、予算書の6ページに町税がありますが、町税37億8,138万3,000円計上してありますが、滞納分、滞納繰越分としてあるわけですけれども、滞納繰越分、滞納額全体では幾らで、そのうちの何%を繰越分として見込んでおられるのか。いいですか。滞納額全体が4億とか5億とかある中で、繰越分として見込んであるのは何%。収納率を何%と見込んでの見込み額なのか。

それから、現年度分についての収納率は何%に見込んでおられるのか。先般の説明だと2、3%収納率も落ちているよという話もあったわけですけれども、20年度の収納率をどのぐらい見込んでおられるのか。

それから、今まで滞納があったわけで、その滞納繰越分を計上してありますけれども、それは何%を見込んでおられるのか。その説明をお願いします。

議長(小暮敏美君) 申しわけありません。

桜井正議員、すみません。私のほうの指示が間違えました。

一問一答でなくて、続けて質問をしてください。

13番(桜井 正君) じゃ、もう一ついいですか。

議長(小暮敏美君) はい。全体の質問ではなく、このページ内の質問をお願いします。

13番(桜井 正君) 先ほどの副町長の提案理由の説明で地方債の説明があったんですけども、地方債、臨時財政対策債ですね、その説明があったんですけども、この臨時財政対策債というのは、そもそも地方交付税をずっと今まで出してきたけれども、地方に、国のほうで財政状況が悪くて出せない。国を各地方で、臨時財政対策債として、あれは地方債、起債してくださいよと。ただ、その返済については、国に返済した額の相当額は、また地方交付税として交付しますよと、そういう説明、以前、そういう形で臨時財政対策債がなされていたわけですけれども、それは今でも生きておられるのか。継続しておられるのか。その説明をお願いしたいわけです。

それから、順序が逆になったんですけども、7ページに款20ですか、款20に諸収入というのがあります。諸収入の中に貸付金元利収入。貸し付けた額が町に返す額という形で、元利収入が516万計上されているわけですけれども、これ、全額ではないと思うんですけども、幾ら入っていくべき、その滞納分。貸付金元利収入は516万しか計上してありませんけれども、この元利、町が貸し付けて返ってくる分、いわゆる滞納分は幾らなのか。その3点について説明をお願いいたします。

議長(小暮敏美君) 税務課長。

〔税務課長 小暮昇三君発言〕

税務課長（小暮昇三君） 御説明申し上げます。

町税全体ということで、18年度の決算時の未収入額約5億1,773万円であります。20年の1月末現在、滞納繰越額は約4億7,428万円ほどでございます。19年度の滞納繰越額は、今後、3月まだ少しありますので、そういうような動きもありますし、出納閉鎖期にならないと確定しないということでございます。

それから、20年度の滞納繰越分ということで町税でございますけれども、1,300万ということで、前年度と同程度見込みをしておるところでございます。

それから、固定資産税につきましては2,000万円ほど、これも、現年度の状況を勘案しまして予算の計上ということでございます。

それから、20年1月末現在の町民税の個人でございますけれども、滞納繰越分12.80%ということでございます。昨年同時期に比べますと、昨年在9.88ですから、若干は滞納繰越分の徴収が上がっているということでございます。これも、19年度につきましては3%ぐらいの減を、今見込んでおるところでございますけれども、これにつきましても5月、出納閉鎖期までには、できれば18年度と同程度に持っていきたいなということで思っているわけでございますけれども。

町民税の現年課税分に対しまして滞納繰越分の割合でよろしいんでしょうか。違いますか。大変失礼いたしました。

〔「予算をいくら、調停額をいくら組んだんですか。徴収率を見ていくつって組んでるんでしょというのを聞いてるんでしょ。」の声あり。〕

税務課長（小暮昇三君） 個人の町民税でございます。20年度は95%、収納率ということで見ておるところでございます。

滞納繰越分の額と現年課税分の額の比較でよろしいのでしょうか。違いますか。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩します。

午前 9時41分休憩

午前 9時56分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桜井議員の質疑に対して税務課長の答弁を求めます。

税務課長。

〔税務課長 小暮昇三君発言〕

税務課長（小暮昇三君） 大変失礼いたしました。

20年1月末ということで、町民税でございます。1,300万が分子で分母が1億1,150万2,387円ということで、11.6%でございます。

それから、固定資産税が、分子が2,000万分母が3億9,350万2,796円で5%でございます。全体が3,300万、分母が5億1,772万1,683円で6.3%でございます。大変失礼しました。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） 20ページの町債の臨時財政対策債の内容について御説明を申し上げます。

この臨時財政対策債につきましては、地方財政対策におきまして、国と地方の責任の明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化を図るためということで、平成13年度から国と地方で折半をして行っているものでございます。今年度につきましては2億6,700万ということでございます。

交付税の算入の関係でございますけれども、この臨時財政対策債については、元利償還金相当額が基準財政需要額に算入をされまして、交付税の中では100%算入ということでございます。

議長（小暮敏美君） 人権共生課長。

〔人権共生課長 飯塚邦男君発言〕

人権共生課長（飯塚邦男君） 御説明いたします。

滞納繰越分につきましては合計6,300万円程度で、収納率につきましては2%を見込んでございます。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかにございますか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。

国会のねじれ現象ということで、参議院において日銀の人事が否決されてしまいまして、どうも、道路特定財源に係る暫定税率の廃止期限切れの問題が、ちょっと審議時間が足りないということで現実味を帯び始めてきたところでございます。そうなってきますと、この説明書にあります地方譲与税の問題に絡んでくるのかなと思うんですけれども、この辺の対応と申しますか、ある程度の、もし期限切れになった場合等の対応というのは試算ができていますのかどう

かが1点目です。

2点目、説明書の10ページにあります一般廃棄物の処理業等許可申請手数料なんですけれども、こちらは過日の補正予算の中で、非常に申請件数が多いということで増額補正が組まれたかと思うんですが、昨年9月定例議会の中で請願が、こちらの業界の方々から出されたときに、上里町は条例で2年と許可をしているけれども、し尿に関して半年でしたかね、更新しているというお話でした。これは、19年度は一斉更新のところで思ったよりもうかったから増額補正したということなんです、この6,000円の意味というのは、これはあれですか、またし尿を半年で許可出して、また半年ごとに許可申請するたびに2,000円いただくよという意味でこのように盛られているのかということですね。

というのは、本来2,000円の2年の許可で、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の中で、許可証の有効期限は2年であるとうたってありまして、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の16条では、手数料は1件につき2,000円ということになっています。ということなので、その辺をお尋ねしますけれども、これは、し尿をまた半年にして、そこでまた許可申請をいただくということで計上されている金額なのかどうか。また、半年ごとの許可更新で2,000円をいただいているのか。

となってしまうと、何が言いたいのかというと、本来2年の許可を出して1回の申請で2,000円で済むところを、し尿の許可業者さんは4回、2年間のうちに4回更新して8,000円払われているのでしょうか。払われるということで盛られているのか。

御答弁をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） 4ページ以降の、国の道路特定財源に伴う暫定税率の関係等の予算化でございますけれども、該当するのは地方道路譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税が該当するわけでございます。これについてもほぼ昨年と同額で、国・県の示した内容について計上をさせていただいているところでございます。

影響はということでございますけれども、これについては、あくまで、今、国会で議論しておりますので、最近の情報を見ますと、私どもとしてはかなり心配をしているところでございます。

試算ということでございますけれども、これについては県の試算ということで、上里町分が情報という形で来ているわけでございますけれども、平成18年度の決算額で申し上げますと、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税合わせまして2億9,400万程度でございますけれども、これが本則に従いますと1億6,200万程度ということでございます。そういうこ

とになりますと、約1億3,000万程度の減収が見込まれまして、これについても非常に、20年度予算の中でこの分が減少になりますと、大きく財政上影響が考えられます。

また、関連いたしまして、地方道路整備の臨時交付金につきましても、19年度の当初予算額で計算しますと4,300万が2,300万ということで、これについても約半額になるということで、町の道路行政に伴いまして、この内容については非常に大きく影響が考えられるわけがございます。その推移を見守るといふことしか今の段階ではないんですけれども、それと関連いたしまして、先ほど議決をいただきました3月補正の中で、財源については財源留保という形で、財政調整基金等々に積み立てをしまして、その分を留保して不測の事態に備えているところでございます。

議長（小暮敏美君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 戸矢三樹男君発言〕

町民環境課長（戸矢三樹男君） 一般廃棄物の処理業の許可申請の手数料でございますが、これにつきましては、平成16年度から2年間ということで一斉更新制度に変えまして、2年に1回というようなことございまして、16、17、18、19ということで、来年、20、21の分が現在上がってきているところでございまして、20年度の3件につきましては、例年のごとく、何か申請漏れの業者もあるように伺っておりますので、そういう新規等も見込んで3件ということで計上させてもらってございます。

〔「し尿処理じゃないでしょう。全体の」の声あり〕

町民環境課長（戸矢三樹男君） 一般もし尿も2年ということで、仮に20年度に申請されても、21、22年にまた新たに許可になるということでございます。

〔「 」の声あり〕

町民環境課長（戸矢三樹男君） ええ。これ、一般廃棄物の関係の許可申請でございます。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 一般廃棄物の中の一部がし尿かなと思ひまして質問させていただいたんですけれども、では、決して、18年度、19年度にあったように、この一般廃棄物の許可の中の一部であるし尿を、また半年ごとに更新するためにここで当初予算として盛られているのではないということの確認と、若干、予算とずれてしまうかもしれませんが、非常に重要な部分でありますのでお聞きしますが、あくまでも2年ですから、2年で更新なさるおつもりなのでしょうか。また、半年とか、仮に1年として、その更新のたびに2,000円取ってしまうと、本来2年で2,000円で済むものが、半年で更新すると、結局2年のうちに4回で8,000円になってしまうと。そうすると、その辺で非常におかしの部分がありますし、これはちょっと今

聞くことではないとは思いますが、18年度、19年度で、計、都合、し尿の業者さんは4回許可更新をされたと思うんですけれども、8,000円かかっちゃっていたのでしょうか。ちょっと趣旨が違ってしまっているのですが、その辺はまた私のほうで調べさせて、答えがもらえなければ独自に調査させてもらいますけれども、お答えできるならお答えいただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 戸矢三樹男君発言〕

町民環境課長（戸矢三樹男君） 私も当時のあれは細かくはちょっと把握していないんですが、上里清掃当時に野村さんが亡くなったということで、何か事業を廃止するというようなことで、今度はまた上里総業ですか、が、1年たった後にまた始めるということでまた申請ということで、そういう形になったのではないかというふうに記憶しております。

〔「答弁がない。まだ。答弁、まだもらってないですよ」の声あり〕

町民環境課長（戸矢三樹男君） 今のおっしゃられましたあれにつきましては、私どもで詳細を細かく調べて、また後ほどお答えしたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） その辺はいいです。過去の話は、これ、予算と関係ないので、できましたら、18年度、19年度、し尿の業者さんは本来1回で申請するものを4回申請されていると思うんですね、で、更新されていると思うので、そのとき、その許可は徴収したかどうかというのは、それは後で出してもらえば、この案件と直接関係ないような気がしますので結構なんですけれども、要するに、この6,000円の中に、また、19年度と同様に半年の許可申請にすることで、その2,000円をもらっているのではない。半年の許可ではなくて、今度は通常どおりというか、やるのかどうかということだけちょっと御確認させていただかないと、この6,000円には入っていないということですよ。そこだけ私は確認したいです。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ちょっと勘違いされていると思うんですけれども、一般廃棄物は許可でありまして、それからし尿関係については、これは委託でございます。そういうものから、委託料についてのお金は徴収をしていません。そういうことで、これとは別であるということをおひとつ御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） し尿という言い方がまずかったんですが浄化槽の清掃ですね、そちらが許可になっていると思いますので、そういう部分で。し尿が委託で、浄化槽が許可制になっておりまして、その浄化槽の許可のほうが一般廃棄物の許可で多分出ていると思いますので、その辺ちょっと私のほうも質問の中で混同してしまったんですけども、できましたら通常どおり、条例の16条並びに規則の上里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の第12条に基づいてしっかりとやっていただきたいと思いましたので質問させていただきましたので、ぜひともよろしく願いいたします。特に答弁は要りません。結構です。

議長（小暮敏美君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、歳入についての質疑を終了いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、歳出の質疑については、予算書9ページから12ページまで、予算説明書21ページから166ページまでの質疑をお願いします。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 説明書の139ページ、公民館のところでお伺いしたいんですけども。138ページですね。負担金、補助及び交付金の中にある県公民館振興市町村連盟負担金というのは、昨今県議会で話題になっている県公民館安全互助会、県公民館連合会とかのとは関係ないということによろしいんでしょうね。今、県議会の中で非常にこの問題が、公的性格の団体としては不自然ということ、この、県の公民館安全互助会が非常にやり玉に上がっているんですね。それと、その県公民館連合会、埼公連というのが何か、組織が別組織なのにちょっと一体化してしまったり何だりして、その繰り出し、各市町村の関係からお金をいただいている部分がいっぱいお金がたまってしまうと不透明なんじゃないのと、県議会で追及があったんですけども、これと、その県公民館振興市町村連盟というのは、全く関係ないということによろしいのでしょうか。名前が違うので違うと思うんですけども。

議長（小暮敏美君） 中央公民館長。

〔中央公民館長 矢沼秀夫君発言〕

中央公民館長（矢沼秀夫君） 違うものでございます。別団体ということ。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔 3 番 納谷克俊君発言 〕

3 番（納谷克俊君） この安全互助会、それから埼公連さんのほうには町からお金が出ているということは一切ないということによろしいのでしょうか。

議長（小暮敏美君） 中央公民館長。

〔 中央公民館長 矢沼秀夫君発言 〕

中央公民館長（矢沼秀夫君） 埼公連につきましては、先ほど副町長の提案説明にもございましたが、行財政改革ということで、町のほうで補助金等の見直しを行う中で、埼公連の負担金については、今年度は、今年度というのは20年度については計上してございません。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかにございますか。

質疑ありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、以上で、平成20年度上里町一般会計予算についての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔 1 3 番 桜井 正君発言 〕

1 3 番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成20年度一般会計予算に対する反対の討論をいたします。

平成20年度上里町一般会計予算は、歳入歳出67億3,200万円ですが、まず、町民税について御指摘したいと思います。

町民税17億1,244万8,000円は、前年度に対して4,422万円の増ですが、個人町民税は13億449万6,000円で、前年度よりも6,629万9,000円の減額です。平成19年度の3月補正で、個人町民税は14億9,579万5,000円ですから、それと比べると1億9,000万円の減額であります。住宅控除のためと言っておりますが、かなり過少に見積もった予算額になるのではないのでしょうか。

一方、予算には計上されていませんが、同和減免として固定資産税850万円の減税をしております。町県民税の減免はなくなり、固定資産税の減免も平成21年度で廃止になるようであります。そうなりますと、大変公正な課税になりますからいいのですが、早くそうした減免制度は廃止してもらいたいということでもありますけれども、平成20年度においては、まだこうしたものが、わずかでありませぬけれども残っております。そうした不公正な同和減免は早くなく

していただきたいというところであります。

次に、住宅資金貸し付けの返済金が元金、利息も含めて7,000万円程度滞っておるために、長期債元金及び利子に一般会計から253万7,000円支出をしております。住宅を建てるということで町が貸し付けた貸付金でありますから、所期の目的を達成したならば速やかに町に返済していただくべき金で、返済金であります。それが滞っている。そのために町が一般会計から簡保債の返済にしなければならない。そういうことで、一般会計からの支出は大変町に迷惑をかけている貸し付け制度であります。もう、制度貸し付けそのものはなくなりましたけれども、7,000万円からの貸し付けた金が滞っていることは、極めて好ましくない状況であります。この返済にもっともっと努力すべきことであり、運動団体の責任において、やはり返済していただくよう努力を求めるべき課題であろうかと思えます。

次に、同和対策事業として926万3,000円計上しており、運動団体への補助金として2つの支部へ827万5,000円支出をしております。今までは3団体、3支部へ補助金を支出してまいりましたが、1団体、1支部は、もう組織を解散し補助金も同和減免も受けないと。この課題はもう終了したということで補助金は辞退しているわけでありませうけれども、依然として2つの支部へ827万5,000円の支部補助金を交付している。こうした補助金は速やかに廃止すべきではないかと思えます。今、町を挙げて行政改革に取り組み、費用弁償も支払えない状況なのに、同和対策事業においては行政改革に取り組みおられない、こんなふうな予算がうかがえるところであります。

さらに、隣保館長報酬として252万円、隣保館の生活相談員報酬として120万円、そして、集会所事業として集会所指導員3人に360万円の報酬。また、集会所管理人賃金として6人に144万円を支払っております。公民館長の報酬が年間120万円に対して、こうした隣保館長、生活相談員、集会所指導員、集会所管理人賃金、こうしたものは多額であり、均衡性を欠くものではないかと思えます。隣保館は町の施設でありますので、町の職員が兼任すれば、この隣保館長報酬252万円は必要なくなるわけでありませうし、生活相談員の報酬についても、隣保館職員や運動団体が対応できるはずであります。町には優秀で有能な大勢の民生委員の人たちが地域で活動、活躍しておられますので、あえてこうした生活相談員報酬を支払う必要はなくなるものだと思います。

また、集会所については6施設ありますけれども、それぞれの地域のコミュニティー施設として活用していただくことが、今後必要なことではないでしょうか。教育委員会がそこで管理し運営するのではなくて、地域の施設として、もっともっと広く活用していただく。集会所事業は公民館事業と内容的に重複するものが多いわけですから、公民館活動をもっともっと活発にさせていただくことによって、集会所事業はなくせるものだと思いますし、今、行政改革、財

政改革と言っておりますけれども、ただ施設を減らすだけでなく、こうした事業の見直し、目的が違うから、建物の趣旨が違うからということにこだわらずに、もっともっとそうした施設の見直しを図っていくことが必要ではないかと思うところであります。

最後に、本庄上里学校給食センターの建て替え事業として、本庄、上里で約19億円の施設を建設中であります。そのために、本庄上里学校給食組合運営費負担金として、今年度2億4,979万5,000円の支出で、前年度に比べて1億238万3,000円の増額であります。1億2,000万円が、上里町が負担する給食センターの建築費用になります。各校直営の自校調理方式だと高いからだということで、安上がりのセンター方式ということを選択したわけではありますが、総工費19億1,900万円というセンター建設に多額な負担を支出しているところであります。このセンター方式を選択にするに当っては、多くの住民が、また多くの議員が非常に興味を持っていると研究してきた中で、自校直営方式がいいという声がいっぱいあったわけですが、町は、センター方式のほうが安くできるんだということで本庄市との組合を存続し、センター方式を選択し、今、総工費19億1,900万円という多額なセンター建設に取り組んでいるところであります。結果として、やはり高い建築費になったのではないかと思いますし、その結果として上里町が多額な負担をすることになったと。こういう予算が盛り込まれているところであります。

以上のような理由から、平成20年度一般会計予算に対して反対の意見を述べたところであります。

以上です。

議長（小暮敏美君） 次に、議案賛成の方の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 討論ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第32号 平成20年度上里町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 1 町長提出議案第33号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計予算につい

て

議長（小暮敏美君） 日程第31、町長提出議案第33号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第33号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますけれども、総額歳入歳出それぞれ20億9,467万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3、2項の規定により、一時借入金の最高額を5,000円と定めたものであります。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。薄いほうでございます。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入でございますけれども、11款の構成となっております。

まず、国民健康保険税であります。総額6億9,127万6,000円でございます。医療制度改革において、後期高齢者医療制度、特定健康診査等が始まることにより、平成19年度までの課税方式を2方式から3方式に移行するとともに、税率限度額、予算額の変更をするものであります。

なお、この課税方式及び限度額等につきましては、本年2月1日交付された国民健康保険法施行令の改正に基づき今国会で審議されており、地方税法の一部改正がされることに基づくものであります。

次に、使用料及び手数料でありますけれども、使用料、手数料は、総務手数料及び督促手数料2,000円でございます。

次に、国庫支出金、総額5億7,171万8,000円でございますが、まず国庫負担金、療養給付費

負担金の4億5,987万6,000円ではありますが、一般被保険者の医療の医療費のうち、退職分から移行される65歳以上70歳未満の支出を差し引いた額及び、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金の34%を相当として、それぞれ一般被保険者療養給付費の療養給付費負担金2億7,918万8,000円、前期高齢者納付金7万9,000円、平成20年度3月診療分の老人保健拠出金1,511万2,000円、介護給付費負担金6,055万4,000円、後期高齢者負担金1億494万2,000円であります。過年度精算分といたしまして1,000円の計上をいたしているところでございます。

次に、埼玉県国保連合会へ支払う高額共同事業拠出金の4分の1相当として、高額医療費共同事業負担金1,189万1,000円、平成20年4月から始まります特定健康診査の委託料の3分の1に相当する特定健康診査負担金として492万9,000円であります。

国庫補助金の調整交付金は、一般被保険者療養給付費等前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金の7%相当として9,502万2,000円でございますが、その内訳として、財政調整交付金5,772万3,000円、前期高齢者納付金財政調整交付金1万6,000円、老人保健医療費拠出金財政調整交付金といたしまして311万1,000円、介護納付金財政調整交付金として1,246万7,000円、後期高齢者支援金財政調整交付金といたしまして2,160万5,000円であります。また、エイズ予防啓発等のパンフレット購入に基づく特別調整交付金10万円であります。

次に、療養給付費交付金8,862万8,000円でございますが、これは、退職被保険者の医療費の一部を埼玉県社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、医療制度改革により退職者医療該当者が65歳未満に変更になるため、前年度より減額となっております。

次に、前期高齢者交付金総額2億804万7,000円でございますが、前期高齢者が70歳から65歳に引き上げられたことにより、一般分の負担増による財政状況を緩和する措置として創設されたものであります。

次に、県支出金、総額1億96万円でございますが、この主な内容といたしましては、県負担金分としての4分の1相当の高額医療費共同事業負担金1,189万1,000円、特定健診の検査の委託料3分の1相当分の特定健康診査等の負担金492万9,000円、県補助金として国民健康保険特別事業補助金の9万3,000円、財政調整交付金8,404万7,000円につきましては、一般被保険者給付費等、それから、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金分の6%相当は普通交付金として8,136万2,000円。残りの1%は医療通知書発送郵便代やレセプト点検にかかわる臨時職員賃金の特別調整交付金といたしまして268万5,000円あります。

次に、共同事業交付金でありますけれども、人工透析の一定金額を超えた高額な医療費について埼玉県国民健康保険団体連合会より、保険者の財政運営の不安定を緩和するための措置として交付されるものでありまして、総額2億9,383万7,000円あります。

次に、財産収入といたしまして財産運用収入ですが、これは上里町国民健康保険給付費支払い基金の設置管理及び処分に関する条例に基づき、積立金である金額の利子収入分1,000円の計上で科目設定でございます。

次に、繰入金総額1億1,055万6,000円でございますが、その内訳は、一般会計から法定繰り入れする保険基盤安定職員給与費と、それから、出産育児一時金と財政安定基盤支援事業及び基金繰入金でございます。

次に、繰越金であります。前年度と同額の2,500万1,000円を計上いたしました。

諸収入といたしまして465万2,000円につきましては、延滞金及び過料の250万2,000円、預金利子1,000円、受託事業収入50万円、雑入の164万9,000円であります。

歳入合計は20億9,467万8,000円でございます。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、11款の構成となっております。

まず、総務費総額は5,088万7,000円でございますが、その内訳は、総務管理費4,392万1,000円につきましては一般管理給与費、それから臨時職員賃金、国保事務委託共同電算処理、埼玉県国民健康保険団体連合会への負担金等であります。

徴税費610万4,000円でございますが、国保税の賦課徴収事業にかかわる電算委託料及び通信運搬費等でございます。

運営審議会費42万7,000円でございますが、運営審議会委員報酬や県国民健康保険協議会への支払う負担金等でございます。

次に、趣旨普及費の43万5,000円ありますが、広報と同時に配布するエイズ予防啓発等のパンフレットの印刷製本費でございます。

次に、保険給付費でございますが、総額12億123万3,000円ありますが、この内訳といたしまして、療養諸費10億5,675万6,000円でございますが、これは医者等への支払い及び柔道整復師等への支払い並びに診療報酬審査等で、埼玉県国民健康保険団体連合会等を経由して支払うものでありまして、退職分が一般へ移行することにより、一般被保険者療養給付費8億9,960万1,000円、一般被保険者療養費といたしましては1,661万4,000円と前年度よりふえており、退職者被保険者等の療養給付費1億3,393万3,000円、退職被保険者療養給付費220万3,000円と前年度より減り、審査支払い手数料は436万5,000円となっております。

高額療養費は1億2,416万2,000円で、一般並びに退職被保険者等の保険診療で一部負担金が一定以上を超えた医療費に対して支払うものでありまして、退職分からの移行により、一般被保険者高額療養費1億1,080万1,000円と前年よりふえ、退職被保険者等高額療養費1,331万9,000円と前年より減り、また、高額介護合算療養費につきましては平成20年度が終了し、21

年度に申請した場合に発生する療養費のため、1,000円の科目設定となっており、ご了承ください。

次に、移送費は、転院を必要としたときに自動車等で運搬し、保険者の承認によって支給される額であり、前年度と同額の16万5,000円の計上であります。

次に、出産育児費でありますけれども、母子手帳からの出産予定者や前年度等の支払い状況等から勘案し、判断いたしまして1,575万円。葬祭費は、75歳以上が後期高齢者へ移行することにより、前年度より比較により440万円であります。

次に、後期高齢者支援金 3億876万7,000円でございますが、これは後期高齢者医療制度が始まることにより、零歳から74歳までの加入者数に応じて支払うものでありまして、前期高齢者納付金等35万7,000円につきましては、各保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、交付金を支払うこととなっております。

次に、老人保健拠出金の4,464万2,000円でございますが、後期高齢者支援金に移行するため19年度の精算分の12分の1カ月分となり、前年度より減り、介護納付金は1億7,810万円減りまして、次に配分の大きい事項は1億7,810万、拠出金につきましては、介護給付費及び予防介護に要する費用で、前年度実績並びに1人当たりの単価等を勘案したものであります。

次に、共同事業拠出金の総額は2億8,179万7,000円でございますが、これは市町村からの拠出金、国及び都道府県からの負担金を財源に、都道府県や全国単位で費用の調整を図る高額医療費共同事業医療費拠出金4,756万6,000円。都道府県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、市町村から拠出金により都道府県単位で費用負担の調整を図る保険財政共同安定化事業拠出金2億3,422万7,000円につきましては、埼玉県国民健康保険連合会から拠出金の試算通知により計上させていただいたものであります。

次に、保健事業費の2,331万8,000円でございますが、内容は、特定健康診査が始まることにより、消耗品や郵便代、歯科医への支払う委託料等1,857万2,000円。また、年6回送付しております医療通知書の郵便代や、4月から年齢要件が35歳以上から30歳以上に変更、また、近年、乳がんや子宮がん等がふえていることによりまして、新しく婦人科検診の設置した人間ドッグ補助金474万6,000円であります。

次に、基金の積立金でありますけれども、基金利子及び条例に基づく積立額10万1,000円、前年度同額であります。

次に、諸支出金につきましては総額265万6,000円でございますが、主な内容は一般保険者の保険税還付金及び還付加算金であります。

次に、予備費でございますが、前年度同額の300万円計上でさせていただいたところがございます。

歳出合計は20億9,467万8,000円でございます。

以上で説明とさせていただきますが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については15ページから19ページまで、予算説明書については167ページから201ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） まず第1点は、予算書の16ページにあります国民健康保険税6億9,127万6,000円、この額は収納率を幾らに見込んでおられるのか。

また、同時に、平成19年度末の滞納は幾らであって、その滞納の繰越分を幾ら収納率を見込んでおられるのか。その点が1点です。

次は、款5の前期高齢者交付金というのがありますが、この前期高齢者交付金というのは、65歳から74歳までの人が負担した分が県の連合会から町に入ってくるものなのかどうか。どういう人たちが負担したものが、どこから国保会計に入ってくるものなのか、その説明をお願いしたいわけです。

そして、今度は支出のところに、款3に後期高齢者支援金というのが3億円計上されているんですが、後期高齢者は75歳以上ですけれども、その後期高齢者支援金ですから、74歳以下の人たちが負担をするものかなと思うんですけれども、これを国保会計から支出をするということで、上里町ではこれで、予算書で見ますと3億876万円、これを県の連合会に支出するものかなと思うんですけれども、こういう形で74歳以下の人たちが負担をしていかなければならないものなのか。その説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 税務課長。

〔税務課長 小暮昇三君発言〕

税務課長（小暮昇三君） 説明いたします。

16ページの6億3,039万3,000円の収納率ということでございますけれども、91%を見込んでおるところでございます。

それから、20年1月末の国民健康保険税の調定額ということで、3億4,799万5,733円が1月末現在でございます。医療給付分といたしまして、滞納繰越額3,500万を20年度予算を計上しておるわけでございます。調定額で割りますと10.9%。それから、介護納付金分でございます。滞納繰越額200万、調定額で割りますと8.9%、全体で3,700万の予算を計上してございまして、

調定額で割りますと10.6%。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

前期高齢者交付金でございますけれども、上里町から社会保険支払い報酬基金のほうに一定額、算定された額、それを納めます。それのお返しではないのですが、きのう御説明したように、国保会計においては65歳から74歳までの年齢の方が20%を占める。一番低いところの医療制度のところでは2%と、格段の開きがありまして、全国统一で12%のところ調整しましょうと。ですから、国保から負担する額は本当に40万弱だと思います。そのお返しに約2億を超えた金額が、前期高齢者という形で逆に入という形で見させていただいております。

続きまして、後期高齢への支援金ですね。埼玉県の広域連合のほうに一定基準額、算定率がございますして、その掛け率の国保加入者分、その部分、ゼロ歳から74歳までの方が、今度国保会計の中で支援分という形で算定され、金額をお預かりしまして、それを広域連合のほうに納めるという形になっています。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、ここで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成20年度国民健康保険特別会計予算に反対の討論をしたいと思います。

まず、平成20年度の国民健康保険特別会計予算は、後期高齢者医療の創設に伴い、被保険者数や負担金、そして納期の問題など大きな変更が行われることを前提にした予算であります。しかしながら、保険税の負担割合など大事なことは決まっていらないのに、予算だけを先に提案した予算書であります。

まず、今まで国民健康保険に加入をしていた75歳以上の人たち2,753人を後期高齢者医療制度に移したことであります。

次に、後期高齢者医療制度の創設によって、国民健康保険税が自動的に値上げされることに

なることを前提にした予算書であります。すなわち、後期高齢者支援金制度の創設によりまして、所得割1.7%、均等割9,000円、介護分所得割1.3%がふえることを前提にした予算書であります。また、国保税の改定条例は提案されておりませんが、この予算書が通ってからそうした値上げ案を提案をしたいということで、まだ料金改定の条例が決まっていないうちで、先に予算を提案したものであります。

また同時に、税の納期が、今までは、国保税は10期に分けて納めていたわけでありましたが、今度はそれを8期に分けて収納するということになりまして、1期の納税額は多くなります。国保税そのものが高くなり、同時に8期になるわけですから、1期ごとの納税額はふえて、納める側にとると、1期ごとの納める額が高くなったなど大変負担を感じる予算であります。

また、同時に、これもまだ条例提案されていませんから決まっていないうちでありますけれども、課税限度額も、今までは医療分56万円と介護分9万円、合わせて65万円でありましたが、今度は後期高齢者支援金制度ができることによって課税限度額を68万円にすると。これも予算が通って、後日条例提案するようでありますけれども、こうした改定内容を前提にした予算であります。

以上の理由によりまして、平成20年度の上里町国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第33号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32 町長提出議案第34号 平成20年度上里町介護保険特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第32、町長提出議案第34号 平成20年度上里町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第34号 平成20年度上里町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度上里町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,755万4,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条地方自治法第235条の3、第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものであります。

第3条地方自治法第220条第2項の規定のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明をいたしたいと思えます。

まず、予算書24ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳入でございます。

介護保険料につきましては1億7,772万4,000円、前年度に対比しまして260万9,000円、1.49%の増額で計上をさせていただいております。内訳といたしまして、現年度課税分が1億7,725万8,000円であり、これに滞納繰越分46万6,000円を加えた額となっておりますのでございます。

次に、使用料及び手数料の督促手数料ですが、過年度分の手数料として1,000円を計上させていただいているところであります。

次に、国庫支出金で総額2億1,940万6,000円で、前年度比4,105万4,000円、23.2%の増額となっております。国庫負担金につきましては、保険給付費に厚生労働大臣が定める計数、施設介護サービス給付を15%、その他20%を乗じた額1億6,209万2,000円、前年度比2,455万2,000円、17.85%の増額であります。

国庫補助金につきましては5,731万4,000円、前年度比1,650万2,000円、40.43%の増額であります。また、調整交付金といたしまして4,582万8,000円、地域包括支援センターが行う介護

予防事業に対しての地域支援事業交付金といたしまして270万2,000円、また、包括支援事業に対しての地域支援事業交付金といたしまして878万4,000円でございます。

次に、支払い基金交付金は2億8,749万9,000円で、前年度比4,638万円で19.24%の増額となっているところであります。この交付金は社会保険庁より一律に、第2号被保険者分として交付され、これについては地域包括センターの対象とされた介護予防事業に対しての交付金が含まれておるわけであります。

次に、県支出金の県負担金につきましては、県知事が定める計数、施設介護サービス給付は17.5%、その他は12.5%、保険給付費に乗じた額でありまして1億3,580万6,000円、県補助金につきましては、地域包括支援センターで行われる介護予防事業に対しての地域支援事業交付金といたしまして135万円、包括的支援事業に対しての地域支援事業交付金といたしまして439万1,000円、県支出金総額といたしまして1億4,154万7,000円、前年度比2,586万7,000円増で23.36%の増となっているところでございます。

次に、財産運用収入であります、1,000円の前年度同様の科目設定であります。

次に、繰入金であります、一般会計からの繰入金が総額1億9,873万4,000円、前年度比1,169万5,000円で6.17%の増額であります。内訳といたしまして、介護給付費繰入金で保険給付費の公費負担分の12.5%分として1億1,457万6,000円、介護予防事業の地域支援事業交付金といたしまして135万円、包括支援事業の地域支援事業交付金といたしまして439万1,000円、その他、一般会計繰入金は、一般会計より事務費分7,841万7,000円でございます。基金繰り入れにつきましては262万9,000円で計上をさせていただいております。

次に、繰越金であります、前年度同額の1,000円の科目設定をさせていただいております。諸収入のうち、延滞金及び加算金、預金利子については、前年度同様1,000円の科目設定の計上であります。雑入につきましては1万円の計上をさせていただいております。

歳入総額は10億2,755万4,000円で、前年度比1億2,760万4,000円の増で、4.18%の増額になるわけであります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

まず、総務費につきましては総額5,830万9,000円で、前年度比1,053万8,000円、15.31%の減になっております。主なものといたしましては、総務管理費の3,786万9,000円、前年度対比といたしまして1,140万5,000円、23.115%の減であります。賦課徴収費は263万8,000円で、前年度比にいたしまして54万9,000円、26.28%の増であります。

介護認定審査調査費1,756万円、前年度対比31万8,000円、1.84%の増であります。

次に、保険給付費であります、総額9億1,663万6,000円で、前年度対比いたしまして1億4,057万5,000円、18.11%の増額であります。内訳といたしまして、介護サービス等の諸費7

億9,998万8,000円、前年度に対しまして1億1,599万5,000円、16.96%の増でございます。

介護予防サービス等の諸費は7,281万2,000円で、前年度対比いたしまして1,848万円、34.01%の増であります。

また、高額サービス費につきましては1,066万円で、前年度対比いたしまして121万円の増額であります。

診査支払い手数料は132万円計上させていただいているところであります。

次に、特定入所者介護サービス費については、3,185万6,000円で計上させていただいております。

また、基金積み立てでは1,000円、地域包括支援センターで行う介護予防事業につきましては1,771万6,000円、包括的支援事業・任意的事業といたしまして3,388万9,000円、諸支出金につきましては50万2,000円の計上とさせていただいております。

一般会計繰出金につきましては1,000円、予備費50万円の計上をさせていただいているわけでありまして、歳出総額は10億2,755万4,000円であります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については23ページから25ページまで、予算説明書については203ページから234ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。質疑ありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 説明書の204ページに第1号被保険者保険料として1億7,772万4,000円ありますが、この保険料は多くの方が特別徴収になっておりまして、年金から天引きされるから滞納は余りないはずなんです、普通徴収者については、年金が少ないために天引きできないということで徴収に行くわけですけれども、約500人ぐらいおられるかなと思うんですけれども、昨日の説明によると約100人くらい滞納者がいるという話でありましたが、この滞納額は500人普通徴収して5分の1、100人ぐらいが滞納されていると。これでは、滞納分として46万計上されているわけですけれども、その100人の滞納者からどのぐらいの滞納額があって、そういう人は、いずれにしても全部納めてもらえるような状況なのかどうか。

昨日の話だと、一、二人は。納めないよと。いるような話も伺っておりますけれども、滞納額がどのぐらいあって、全部、大方の人は納めていただけるような状況にあるかどうか。年金

が少ないから天引きできないわけなので、そうすると、ほかに収入がないと納めたくても納められない状況かなと思うんですけれども、その辺の内容の説明をお願いしたいのと、それから、もう一つ、説明書の215ページに高額介護サービス費というのがありまして、昨日説明いただいたんですけれども、所得に応じて償還するんだという話なんですけれども、まだその辺がよく理解できないので、その辺をもう少しわかりやすく説明願いたいなと思います。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

まず、滞納額なんですけれども、これ日々刻々と変わりがちで、収納になればという形で毎日調整はしているんですけれども、今回の試算ですと、約610万ちょっとの滞納が発生するのではないかという予想を立てております。というのは、今現在、19年度分を賦課徴収させていただいているんですが、この未納額も今年の5月になりますと平成20年度へ滞納繰り越しという形でふえてくるわけです。ただし、平成17年度分については時効完成が、保険料ということで2年で時効完成してしまいますので納めたくても納められないよと。その裏側にはペナルティー、要するに、自分が今度介護給付を受けるときに、その未納額に応じていろいろなペナルティーが加算されてきます。ですから、その辺のやりとりがありますので、きのうもちょうど質問を受けた後に、各課員には、こういう質問がありましたので、今月いっぱい時効完成の手続に入ってしまうので、3月31日までに、極力そういう方が発生しないような努力をしてくださいという形で、電話なり訪問徴収なり、今取り組んでいる状況でございます。

一応、滞納額の1割相当、毎年、その辺のところは何とか理解をいただいて、ペナルティーが発生しないように、そのために御説明させていただいているんですよという理解のもとに、予算の確保という形で滞納整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、高額療養なんですけど、医療と同じで、老人保健と、要するに、病院に入院していた方、介護施設に入った方、いろいろお年寄りですから状況が変わるんですけれども、一応、所得に応じて、一定の利用、自分の所得に応じた負担率というのがございまして、その負担を超えた方について給付をしていくという、医療と同じ考え方でよろしいかと。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、ここで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第34号 平成20年度上里町介護保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 町長提出議案第35号 平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第33、町長提出議案第35号 平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案を申し上げました議案第35号 平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算であります。総額、歳入歳出予算それぞれ3億3,007万1,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

このたび、医療制度改革によって現行の老人保健法が平成20年4月より高齢者医療の確保に関する法律へ移行することにより、後期高齢者医療制度が施行されます。この医療制度の施行に伴いまして、特別会計を創設することとなったものであります。

この制度は、埼玉県後期高齢者医療広域連合により賦課された保険料の徴収金及び、国・県支出金並びに医療給付費の財源となる広域連合への納付金等で構成されているところであります。

それでは、予算書の30ページをお開きいただきたいと思います。

第1表は歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますけれども、6款で構成をされているところであります。

後期高齢者医療保険料であります。総額1億1,849万6,000円でございます。埼玉県後期高

齢者広域連合により賦課となった保険料でございます。現年度分のみとなっておりますのであります。

次に、使用料及び手数料であります。納付証明手数料であります。

次に、国庫支出金でありますけれども、総額234万円、特定健康診査等負担金負担率の3分の1でございます。

次に、県支出金であります。国庫支出金と同様、総額234万円でありまして、特定健康診査等負担金負担率の3分の1でございます。

次に、繰入金であります。一般会計繰入金2億689万円あります。その内訳といたしまして事務費繰入金1億7,986万1,000円でございます。高齢者医療に関する法律第98条で定めるところによりまして、市町村が負担分のほか事務費の不足分等となっておりますのであります。

次の保険基盤安定繰入金2,702万9,000円ございまして、低所得者に対する保険料の軽減分を補てんするため、県負担分の4分の3、町負担分の4分の1を繰り入れされているものであります。

次に、諸収入であります。延滞金過料、預金利子、雑入で総額4,000円でございます。

歳入総額は3億3,007万1,000円でございます。

次に、歳出でございます。4款で構成をさせております。

まず、総務費は1,090万1,000円で、その内訳といたしまして、総務管理費898万7,000円でございます。後期高齢者医療制度における特定健康診査に係る事務手数料及び本庄児玉郡市医師会への事業委託料及び後期高齢者医療制度のシステム保守点検等であります。

次に、徴収費の191万4,000円でございます。この内訳は、保険料徴収にかかわる通知等の印刷製本費及び郵便料並びに電算処理委託料であります。

次に、歳出の97.6%を占める後期高齢者医療広域連合納付金、総額3億1,816万6,000円あります。この内訳は、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するために賦課した保険料及び町の負担金の合計額であります。

次に、諸支出金でありますけれども、償還金及び還付加算金、繰出金の総額4,000円あります。

次に、予備費につきましては100万円を計上させていただいているところでありまして、歳出総額3億3,007万1,000円でございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については29ページ、30ページ、予算説明書については235ページから240ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 後期高齢者医療制度、制度として発足させたいということでありましてけれども、保険料はまだ条例で提案もされていないし決まっていなわけですけれども、先般の条例提案の中では所得割ですか、説明があったわけですけれども、75歳以上の方が2,750何人ですか、いると言われているんですけれども、これ一体、この予算の中で幾ら納めることになるのか。まずその説明を。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 保険料ですけれども、保険料の基礎については、広域連合のほうの保険料という形で上位法で決まっていますので、町がどうこうというのはちょっと省かれてしまうかと思えます。一応、広域連合で定めた、それに対して、それに対応する上里の住民の方がどの位置にランクするかというのは、こちらの所得申告に基づいた計数に応じてということですから、基本的な所得割、均等割は上位法のほうが優先という形になりますのでお願いしたいと思います。

一応見込みとして、後期高齢の保険料ですけれども、2,753人の方が今は該当するだろうという見込みで動かさせていただいております。それで、上里町の保険料の平均が7万1,000円ちょっとという形で算定させていただいております。このような調整を予算計上させていただいているという現状でございます。これ4月1日現在お亡くなりになってしまうと保険料はゼロという形になりますし、4月1日以後、誕生日を迎える方については20年度に発生しますという段取りになるかと思えます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 歳入については広域連合から来ると、それをもとに予算書を組むんだということでありましてけれども、支出の分の負担金ですか、納付金については2,753人の方がそのときの人数に応じて納めることになりますよね、納付金は。その辺どうですか。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 広域連合が医療費とかすべて支出します。上里町では、負担するものは保険料というものを負担させていただいて、医療費等にかかわる支出はすべて広域連合が持っていますので、うちは保険料を集めて納める。それと事務的な処理ですか、被保険者証を発行したり保険料の算定をしたりというすそ野のほうの事務関係の仕事をさせていただいて、医療費等の支出についてはすべて広域連合さんが取り扱うんだよという、そういうお考えでいただければよろしいかと思うんです。よろしいでしょうか。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） そうしますと、239ページに款2で後期高齢者医療広域連合納付金というのがありますね。それで、負担金として埼玉県後期高齢者広域連合負担金として3億1,816万6,000円、これは、この会計から県の広域連合へ負担する額ではないですか。この額はどういうふうな形で上里に。要するに、負担することになるんだか、その負担割合。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 何点かございます。

まず、埼玉県広域連合を運用していくに当たって共通経費、どこの市町村も同じ拠出をしなければいけないという部分。均等割、人口割、後期高齢者の人口という形でそれぞれ比率が決まっております。その部分が1点ありまして、680万円ちょっとという形です。それから、定率の負担分という形で、定率で69万8,000円のところの基本額がございまして、それに掛ける人数掛けることの8%という形で1億4,500万円ぐらい。それと、保険料負担分、保険料を徴収した分を納める。それと、そこから、円滑導入臨時特例交付金というのが入ってくるんですが、その部分を差し引いた、その4点を計算して広域連合のほうに納めるという形で、また、広域連合さんのほうで計算を出して請求がこちらに参るかと思えます。以上のような仕組みになっております。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） お手元の235ページを見ていただければ総括表でわかるんですけども、この歳入のところで、後期高齢者保険料1億1,849万6,000円、そして繰入金、町からですけれども2億689万円、これが足されて、その下の後期高齢者医療の3億1,000万に支払いが出ていくということで御理解いただきたい。

要するに、一般の方から保険料と納めていただいたのが1億1,800万円ありますよと。それで、町が2億600万何ぼを持って、両方足したものを後期高齢者医療のほうに納めますよとい

うことで納めたものを受けて、県のほうですべて、広域連合のほうで医療の支払いだとかそれを全部やるということになるわけでありませう。

それは何かというと、一市町村自体でこの事業をやりますと、市町村自体でいろいろ財政上の負担が重なってきてバランスがとれなくなるということで、埼玉県一律に医療を取り扱ったほうがいいたろうということでございますので、そういうことで今回は統一化になったということでございます。我々とすれば、これは国保もほかのところも、介護もそういう方向でやっていただけることが一番全体的にはいいなというふうには思っておりますけれども、そういうことでひとつ御理解いただきたいと思っております。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、ここで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成20年度の上里町後期高齢者医療特別会計の予算に反対の討論をいたします。

まず、この特別会計は、75歳以上の高齢者を後期高齢者医療保険に移してしまったことであります。この人たちの多くは、扶養者として保険料の負担も医療費の負担もなかったのに、後期高齢者医療制度が創設されたことによって保険料は年金から天引きされることになり、また、医療費も病院の窓口で1割負担することになります。そして、後期高齢者、75歳以上の人たちは、年金と合わせると年間では10万円以上の負担、月々1万円近い金額が年金から天引きされてしまう。年金がなくなってしまう。まだ、この後期高齢者医療制度ができるんですよ、そのことすら知らない高齢者が多い中で、75歳以上の人たちにとっては大変なダメージになる制度であります。

同時に、この制度の創設によって、75歳以上の人たちは年金から天引きされて年金がなくなってしまう。それと同時に、75歳以下の人たちにとっては、負担金、支援金を支出することになり、それぞれ自動的に負担がふえることになります。こういうことから、75歳以上の人たちにとっても、75歳以下の人たちにとっても、負担ばかりがふえる後期高齢者医療制度であります。

また、国会においては、日本共産党、民主党、社民党、国民新党、野党4党が、こういう医療制度は中止すべきということで、もう年度末まで2週間ほどしかないのにこういう時点の中で、この制度は4月から実施は中止にするようにということで衆議院に法案を出しているところ

るでありまして、細かいことがまだ決まっていな中で、こうした保険制度をつくるということでこの予算が提案されているわけですので、平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第35号 平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 町長提出議案第36号 平成20年度上里町老人保健特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第34、町長提出議案第36号 平成20年度上里町老人保健特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第36号 平成20年度上里町老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度上里町老人保健特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算ですが、総額歳入歳出それぞれ2億1,802万4,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

ここで、老人保健特別会計の概要について御説明を申し上げたいと思います。

このたびの医療制度改革によって、現行の老人保健法が平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律へ移行とされることにより、老人保健法は平成20年4月1日より後期高齢者医療制度に変わるることとなります。

平成20年3月診療分及び月おくれ診療分並びに平成19年度の精算の内容となっておりますのでございます。

それでは、予算書34ページをお開きいただきたいと思います、「第1表 歳入歳出予算」

でございます。

歳入でございますけれども、前年度同様、6款で構成をされているところでありまして、支払い基金交付金であります。総額1億908万9,000円、前年度対比では87.89%の減でございます。

内訳といたしまして、医療費交付金が1億667万5,000円、100分の50であります。この交付金は社会保険診療報酬支払い基金から基金が各医療保険からの老人医療費拠出金を財源として交付されるものであります。

また、審査支払い手数料交付金は241万2,000円で、厚生大臣が定める基準の審査件数に乗じた額が交付されるものであります。

次に、国庫支出金、国庫負担金であります。7,111万円、前年度対比いたしまして88.06%の減であります。医療給付費の100分の33.33%であります。

次に、県支出金、県負担金であります。1,777万3,000円、前年度対比では88.06%の減でありまして100分の8.33%であります。

次に、購入、繰入金、他会計からの繰入金1,904万5,000円、前年度対比で87.5%の減でありまして、医療費分担金分の100分の8.33であります。事務費分として歳出の総務費費用枠であります。

次に、繰越金として100万円、諸収入、延滞金及び加算金、預金利子、雑入、前年度同額の計上で6,000円であります。

歳入総額は2億1,802万4,000円で、前年度比いたしまして87.88%の減となっているところでございます。

次に、歳出でございますが、前年度同様、4款で構成をしております。まず、総務費、総務管理費175万6,000円、前年度比45.45%の減であります。この予算の内容は、埼玉県国民健康保険団体連合会とのオンラインに伴う通信運搬費及び医療費給付費通知作成委託料等であります。

次に、この会計の98.96%を占めております医療諸費であります。総額2億1,576万3,000円でございます。前年度対比87.98%の減となっているところでございます。医療給付費の2億70万円、埼玉県国民健康保険団体連合会等を経由して医師等に支払うものであります。医療費支給額は1,265万円でありまして、高額療養費償還払い、療養費、あんま、マッサージ等に支払うものであります。

次に、諸支出金、予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただいているところでございます。

歳出総額は2億1,824万2,000円でございます。前年度対比87.8%の減でございます。いず

れにいたしましても残務整理になるわけであります。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については33ページ、34ページ、予算説明書については241ページから247ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第36号 平成20年度上里町老人保健特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前 11時48分休憩

午後 1時30分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35 町長提出議案第37号 平成20年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第35、町長提出議案第37号 平成20年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申しあげました議案第37号 平成20年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について御説明申しあげます。

平成20年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,123万3,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

次に、一時借入金第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものであります。

それでは、予算書38ページをお開きいただきたいと思えます。

第1表の歳入歳出予算であります。

歳入関係でございますが、分担金及び負担金でございます。分担金につきましては5,817万2,000円でありまして、保留地処分金でございます。今年度の公売保留地につきましては4画地を処分する予定であります。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れといたしまして1,305万8,000円であります。

次に、繰越金諸収入でございますけれども、前年度繰越金1,000円、諸収入といたしまして2,000円、預金利子1,000円、雑入1,000円の科目設定でございます。

歳入合計につきましては7,123万3,000円でございます。

次に、歳出でございますが、歳出につきましてはまず事業費でございますが、6,987万3,000円でございます。内容につきましては、工事費として整地費、建物の補償費等でございます。計画しております区画道路につきましては、平成9年度において100%整備完了したところがあります。今年度は移転に伴う整地でございます。建物移転につきましては、最終の地権者3名を予定しておるところでございます。また、今年度に事業認可期間が満了となりますが、移転等の交渉に時間がかかったことによりまして、この認可期間内での事業完了は難しいものであるため期間延長の見直しをいたしたく、事業計画書変更手続の事業計画書作成業務委託と、換地処分に向けた測量委託の関係でございます。

なお、期間延長につきましては、換地処分、登記精算金の徴収、交付金の手続を含んだもの等、県と協議しながら進めていきたいと考えておるところであります。

次に、公債費であります126万円あります。長期債の元金利子でございまして、次に予備費でございますけれども、10万円の計上であります。

そういうことで、歳入同様、歳出は7,123万3,000円でありまして、前年と対比いたしまして37%の減でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については37ページ、38ページ、予算説明書については249ページから266ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより、議案第37号 平成20年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 町長提出議案第38号 平成20年度上里町公共下水道事業特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第36、町長提出議案第38号 平成20年度上里町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第38号 平成20年度上里町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度上里町公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,778万1,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」に起債されたとおりでございます。

次のページでございますが、「第1表 歳入歳出予算」でございます。

最初に歳入でございますけれども、款1の国庫支出金、国庫補助金でございますが、7,500万円であります。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金8,348万円でございます。

次に、繰越金でございますが、前年度繰越金10万円を計上しているところでございます。

次に、諸収入でございますが、項1の預金利子は1,000円の科目設定でございます。

項2の雑入、消費税の還付金でございますが、1,800万円を計上させていただいているところでございます。

次に、町債でございますが、4億120万円でございます。

歳入合計につきましては5億7,778万1,000円でございます。

次に、歳出でございますけれども、需用費につきましては5億1,926万円でございます。主に公共下水道の管渠築造工事及び委託料、流域下水道建設負担金、その他人件費等でございます。

次に、公債費でございますが、長期債の償還金元金及び利子でございますが、5,842万1,000円でございます。

次に、予備費でございますけれども、前年同額の10万円の計上をさせていただいているものであります。

歳出合計につきましては、歳入と同様の5億7,778万1,000円でございます。前年度対比といたしまして13.51%減となっております。主な要因につきましては、管渠築造工事費と流域下水道負担金の減額でございます。

次に、43ページ、第2表の地方債でございますが、地方債の起債の目的は公共下水道事業でございます。限度額につきましては4億120万円、起債の方法につきましては記載のとおりになっているとおりであります。年率4%以内でございます。償還方法については記載のとおりでございます。

以上でございますが、内容については協議会の中で詳細に説明をさせていただいたとおりであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については41ページから43ページまで、予算説明書については267ページから284ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第38号 平成20年度上里町公共下水道事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 町長提出議案第39号 平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第37、町長提出議案第39号 平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第39号 平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,735万6,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、48ページの第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入でございますけれども、款の1の分担金及び負担金。分担金でございますが、新規加入を2戸見込み、50万円計上であります。次に、使用料でございますけれども、55戸からの徴収を見込みまして238万3,000円であり

ます。滞納繰り越し等につきましては6万円の徴収見込みを計上させていただいているところであります。

款の3の繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れで1,397万2,000円であります。

款4の繰越金でございますが、前年と同額の50万円を計上させていただいているところでございます。

款の5の諸収入につきましては、預金利子1,000円の科目設定でございます。

歳入合計につきましては1,735万6,000円でございます。

次に、歳出でございますが、需用費につきましては1,281万8,000円でございます。主に処理施設の維持管理業務委託料と人件費等でございます。

次に、公債費でございますが、町起債の償還金元金及び利子でございます。453万8,000円でございます。

歳出合計につきましては歳入と同額の1,735万6,000円でございます。昨年度と対比いたしまして2.4%の増となっているところでございまして、主な要因は償還金の増額によるものであります。

以上であります。詳細につきましては協議会の中で御説明をさせていただいたとおりであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については47ページ、48ページ、予算説明書については285ページから301ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第39号 平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 町長提出議案第40号 平成20年度上里町水道事業会計予算について
議長（小暮敏美君） 日程第38、町長提出議案第40号 平成20年度上里町水道事業会計予算
についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第40号 平成20年度上里町水道事業会計予算について。

総則第1条であります。平成20年度上里町水道事業会計予算は次に定めるところによるものであります。業務の予定量、第2条であります。

業務の予定量は次のとおりであります。1、給水戸数でありますけれども、1万1,533戸。昨年度が1万1,359戸でございまして174戸の増となっておりますところであります。

次に、年間給水量は420万8,000立方であります。昨年度は415万6,000立方でございまして、5万2,000立方の増になっているところであります。ここ数年給水量は、多少の増減はありますが、ほぼ横ばい状態となっておりますところでございます。

3で、1日の給水量でございまして1万1,529立方であります。昨年度は1万1,386立方でございまして、143立方増となっているところでございます。

次に、4といたしまして、主な建設改良事業であります。配水管布設事業は8,646万円あります。138万円の増額となっているところでございます。石綿セメント管等の布設がえを積極的に行うことによるものであります。

また、本年度は国庫補助事業が導入される予定になっております。

次に、収益的収支及び支出でございまして、第3条収益的収支及び支出の予定額は次のとおりであります。

事業収益でございまして、5億6,160万9,000円でございまして。その内訳の営業収益、営業外収益、特別収益等は記載のとおりであります。営業収益につきましては給水収益、受託工事収益、加入金、その他の営業収益になっております。前年度対比いたしまして1,877万7,000円の増額でございまして。

次に、支出関係でございまして、需用費は5億6,583万6,000円でございまして。その内訳の営業費用、営業外費用、特別損失、予備費等は記載のとおりであります。

営業費用につきましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費になっております。

営業外費用は、支払利息、雑支出、消費税等々になっているところでございます、前年度対比2,624万1,000円の増額でございます。

次に、資本的収入及び支出であります、第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということでございまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する2億6,082万2,000円は、当年度分消費税、資本的支出調整額487万4,000円及び過年度分の損益勘定保留資金2億5,594万8,000円で補てんするものでございます。

収入関係でございますけれども、資本的収入は3,070万円であります。内訳は、国庫補助金が1,020万円、本年度より国庫補助事業として石綿セメント管更新事業において行うための国庫補助事業補助金であります。

次は、負担金2,050万円ありますが、配水管布設工事費の負担金であります。

次に、支出関係でありますけれども、資本的支出2億9,152万2,000円あります。内訳は建設改良費が1億4,134万8,000円、企業債償還金が1億5,017万4,000円あります。建設改良費につきましては、配水施設の施設費、営業設備費でございます。

企業債償還金は前年度より499万4,000円の増であります。第2浄水場建設五明浄水場でありますけれども、そのときの償還によるものが増の要因となっているところでございます。

次に、一時借入金でございますが、第5条、一時借入金の限度額につきましては3,000万円と定めるものであります。

それから、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、第6条、次にかかげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということでございます。職員給与費、交際費であります。職員給与費は7,077万5,000円あります。

次に、補助金でございますが、第7条一般会計への補助金を受け入れる金額は次のとおりであります、企業債利息支払金等補助金3,887万6,000円となっているところでございます。

次に、最後になります、第8条棚卸資産の購入限度額1,034万1,000円とするところでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

内容の詳細につきましては協議会の中で説明をさせていただいたとおりであります。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については51ページから53ページまで、予算説明書については303ページから332ページまでの収入、支出全般についての質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、ここで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより、議案第40号 平成20年度上里町水道事業会計予算についての件を起立により採決
いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（小暮敏美君） 本日はこれをもって散会といたします。
御苦労さまでした。

午後 1時50分散会